

令和5年1月30日

本堂 清 様

回 答 書

土浦市立博物館

土浦市立博物館第42回特別展「東城寺と『山ノ荘』」展に関しまして、貴殿よりお寄せいただきましたご批評ならびにご質問について、下記の通りご回答いたします。

記

(1) 網野論文に対する疑問・批判について

本堂様の歴史学者網野善彦氏に対するご批判の核心は、網野氏が中世文書に記された「方穂庄」を、朝望山東城寺を含む「山ノ荘」にあたると考え、古くからの呼称であった「山ノ荘」(山庄)の名を歴史上から消し去ったという点に集約されます。また、本展覧会の内容が網野氏の論文に依拠していることを疑問視されています。そのため、網野論文の再確認と、網野氏が用いた資料の再検討をいたしました。以下、その検討結果です。

①大田文の「筑波郡南条」は方穂庄と粟野どで構成されたとした網野氏の理解は、史料の検討をもとに導き出されたひとつの解釈です。残された資料の限界から、すべての当否を決定づけることはできませんが、網野論文に立論上の誤りはなく、導き出した見解は妥当なものだと考えております。また、網野氏は方穂庄について、桜川をはさんだ両岸に広がる地域であるとの前提に立っています。そのため、桜川の北側に位置する東城寺周辺のエリアもまた、筑波郡南条とする認識で一貫しています。ですから、本堂様が批判されているような、網野氏が方穂庄を桜川以北にあると印象づけるため、「南条」の冠称を消し去り、恣意的な解釈をしてみせた事実はないと考えます。

②現状、網野論文の内容を覆せるだけの新たな史資料の提示はできません。本堂様は、反論の根拠として「口伝」があることをたびたび示唆されていますが、「口伝」をもってしては、第三者がこれを再検証することが困難です。口碑伝説・口頭伝承は、歴史研究にとって大切な資料のひとつですが、資料としての取り扱いは難しく、それを根拠にすることについて、博物館は慎重に考えております。

③比叡山延暦寺の鎮守であった日吉社の荘園のひとつ「方穂庄」は、「東盛寺」をもって代表されるものです。方穂庄の地が比定されている桜川の周辺をみると、中世における有力寺院で、かつ比叡山との深い関りを有し、「とうじょうじ」と呼べる寺院は、「山ノ荘」の「朝望山東城寺」をおいてほかに見当たりませんでした。

以上のことから、網野氏が「山ノ荘」を隠滅、抹消した事実は確認できず、また現存する資料に照らして、網野論文に誤りはないと考えております。

(2) 本堂様の主張に対する検討結果

標記の件につきましては、以下のとおりご回答いたします。

- ① 本堂様は、近世に土浦藩主土屋家から「土」の字を下賜されてから、「東成寺」が「東城寺」の表記に変更されたと主張されています。そのことが「東城寺来由記」に記載があるとのことでしたが、本史料中には該当する記事を確認できませんでした。また、このことを論拠に、中世文書にある「東盛寺」や「東城寺」は、現在の「東城寺」とは別の寺であるとも主張されていますが、近年見出された蔵福寺の仏像胎内銘や、叡山文庫の「十軸鈔」識語などの史資料も重ね合わせると、中世文書にみられる「東盛寺」「東城寺」はともに、現在の山ノ荘「東城寺」を指すとみて間違いはないと考えております。
- ② 本堂様は、『新編常陸国誌』を引用し、古代から「小野、小高、東城寺、本郷、永井、大志戸は山の荘と称し」たことが明示されていると指摘しています。しかし、『新編常陸国誌』のなかには、「山ノ荘」が古代に遡る地域名称であると述べておりませんでした。なお、『新編常陸国誌』の近世以降に編纂されたものであり、その編纂後に新出した史料もあることから、引用には一定の留保が必要と考えております。
- ③ 本堂様は「粟野」は新しくできた村であるとの見解を示されていますが、江戸時代前期の今泉村の村落構成を考えれば、決して新しい村だと断定することはできません。そのため、大田文の「南条粟野」が、土浦市粟野町ではないと否定することはできません。
- ④ 「山ノ荘」(山庄)が、史料として最初に登場するのは、室町時代の「常陸国富有人注文」です。それを遡る資料は、管見の限り見当たりません。したがって、本堂様が説くように、東城寺成立以来の古代からの名称であったと確認することはできませんでした。
- ⑤ 常陸国内の一國平均役を記載した弘仁・嘉元の「大田文」には、「山ノ荘」(山庄)の記載がありません。大田文の性格を鑑みるに、「山ノ荘」の記載がない点は不自然であると考えます。その一方で、方穂荘については記載があります。
- ⑥ 嘉元四年(一三〇六)の大田文は、役夫工米の賦課対象を記したものです。ここに「山ノ荘」(山庄)はみえませんが、「方穂荘」は記載があります。一方、同じ役夫工米に関わる中世文書(年紀不明)の「切手員数注文」には、「山庄」の記載があり「方穂荘」の記載がありません。同じ賦課対象について記した二つの史料間におけるこの違いが、「山ノ荘」の成立事情を反映している可能性があります。現状の史料を鑑みるに、中世のある段階で、「山ノ荘」(山庄)の名称が登場してくると考えるのが穏当です。

同時代の史料を重ね合わせながら、より妥当性の高い資料の解釈を提示するのが歴史学の基本です。網野氏の論述は、この基本姿勢が貫かれていると考えます。「大田文」や「承鎮法親王附属状」「足利尊氏袖判下文」などの中世文書をもとに導き出された網野氏の論考は、立論の要点たる事実立脚性・論理整合性を具えております。また、近年見出された蔵福寺の仏像胎内銘の「東城寺」や、叡山文庫の「十軸鈔」に記された「東盛寺」は、山ノ荘の東城寺が、「東盛寺」・「東城寺」のどちらにも表記されたことを示しています。

「承鎮法親王附屬状」に登場する「東盛寺」、足利尊氏の袖判下文にある「東城寺」、蔵福寺の阿弥陀如来立像胎内の「東城寺」など、中世文書に登場する寺院はいずれも、現在の「山ノ荘」の朝望山東城寺であると理解し、博物館では特別展を開催いたしました。これは網野氏の研究成果をもとに、導き出した答えでもあります。

以上の内容もちまして、博物館としての最終的な回答とさせていただきます。本件に関して、これ以上のご質問はご容赦ください。本件につきまして、今後は口頭・文書などのいかなる形式においても、博物館は一切回答致しませんので予めご承知おきください。

以上